

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領

(平成18年12月28日管理者決裁)

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱(平成18年12月28日管理者決裁。以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

第1 (様式)

- 1 要綱第6条第1項に規定する同条2項各号に掲げる事項に関する資料は、様式1によるものとする。
- 2 要綱第6条第3項に規定する低価格調査票は、様式2によるものとする。
- 3 要綱第8条第1項に規定する低入札価格調査結果表は、様式3によるものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、平成19年1月1日から実施する。

附 則 (平成19年8月14日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成19年8月15日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は、平成19年8月17日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日改正)

(実施期日)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。